# 香美市立大栃中学校 生徒心得

令和5年4月1日

- 1 登校、下校について
  - (1)制服で登下校する。
  - (2) 登校は予鈴がなるまでに行い、下校時刻を守る。
  - (3) 下校時刻後居残る生徒は、係の先生の許可を受けなければならない。 ただし、居残る場合は家庭連絡をすること。(最大19:00まで。)
  - (4) 登校、下校の際には飲食、寄り道をせず交通道徳を守る。
  - (5) 自転車通学は許可制とする。
    - ヘルメットを着用する。
    - ② 雨天時は、必ずカッパを着用する。
- 2 欠席、遅刻、早退、見学について
  - (1) 欠席、遅刻、早退、見学があらかじめ明らかな場合は、事前に必ず担任の先生に届け出る。
  - (2) 事前に届け出をしないで欠席した場合は、電話または手紙、伝言等により連絡する。
  - (3) 忌引き日数は、次の日数以内とする。

 父母
 7日
 祖父母
 3日
 兄弟姉妹
 3日

 叔父母
 1日
 曾祖父母
 1日

## 3 校内生活について

- (1) 全般
  - ① 常に礼儀正しく、言葉遣いに気をつける。
  - ② 必要以外は他の教室に入らない。
  - ③ 掲示や放送に注意し、放送の行われているときは、静かにする。
  - ④ 集合における諸動作は、素早く、静かに行う。
  - ⑤ 登校後の外出は禁ずる。 (やむを得ず外出する場合は、先生の許可を得て外出し、帰ったときは速やかに報告する。)

## (2) 学習

- ① 学習中は自分の考えをもって、他の人の意見を聞きながら自分の考えを深める。
- ② チャイム席を守り、学習できる心構えをつくる。
- ③ やむを得ず授業時間に遅れた場合、途中で退席する場合は先生に必ず理由を言い許可を得る。
- ④ 学力の向上と家庭学習の充実をはかる。

#### 4 服装について

※式・学校行事などは、その時に学校が指定する服装とする。

- (1) 冬服
  - ① 学校指定の制服を着用する。
  - ネクタイ・リボンを着用する。
  - ③ ベルトは黒、こげ茶色の物を使用する。
  - ④ 寒さが厳しい場合は、セーターやカーディガンを下に着てもよい。 なお、色は無地の白・黒・紺・茶・灰色など派手でないものを着用する。
  - ⑤ タイツ・スパッツ (黒) の着用を認める。ただし、体育授業では着用しない。
  - ⑥ 登下校時、寒いときには制服のうえに、防寒着、マフラー、手袋の着用を認める。

#### (2) 合服

① 上衣は、白長袖のカッターシャツを着用する。

#### (3) 夏服

① 上衣は、白半袖のカッターシャツを着用する。 なお、ポロシャツの着用も認める。(色は白を基本とし黒・紺も認める)

#### (4) 体育時の服装

- ① 学校所定のものとする。
- ② 更衣は、指定された場所で行う。

## (5) その他

① 靴下

白・黒・紺ソックスとし、ワンポイントは認める。

- ② 髪型
  - ○カール・整髪料の使用は禁止。
  - ○髪は自然で、中学生らしいものとし、前髪は目にかからないようにし、肩下5 c mを超える場合は、黒・紺又は茶のゴム紐でくくる。装飾されたゴムひもは禁止。
  - ○ヘアピンは黒・紺・茶・グレーのスチール製の無地とし、装飾されたものは禁止。
- ③ 上履き

学校指定のものをきちんとはく。

- ④ 通学の時の靴は、運動靴 (ランニングシューズ) とし、体育の授業も使用する。
  - ○スニーカーについては、以下の条件を満たすものとする。
    - ・靴底の厚さは3 c m以内とする。(厚底靴は不可)
  - ○ハイカットの靴は不可。
  - ○雨天のときは雨靴の使用を認める。
- ⑤ リップクリームは無色、無臭であるものの使用を許可する。
- ⑥ 学用品、その他の持ち運びには派手でないカバンやリュックを使用する。

### 5 所持品について

- (1) 所持品には学年・氏名を明記し、学習上不必要なものは学校へ持ってこない。
- (2) 金銭は特に必要な時以外は持ってこない。
- (3) 集金や部費などは、登校後担任や顧問の先生に預ける。
- (4) 盗難又は紛失等の事故があったときは、直ちに担任の先生に届け出る。
- (5) 家庭との連絡などの関係で許可された携帯電話を学校に持ってくるときは、朝職員室に預ける。

## 6 校舎、校具の使用心得

- (1) 休日の校舎・校具の使用は原則として許可しない。使用する場合は、必ず係の先生の許可を得て大切に取り扱い、事故あるときには直ちに係の先生に届け出て指示を受ける。
- (2) 各教室のエアコン操作は教員の指示のもとで行う。

## 7 校外生活についての心得

- (1) 大栃中学校生徒としての誇りと自覚をもって行動する。
- (2) 外泊は禁止。午後10時以後午前5時までの深夜外出は禁止。(青少年保護育成条例により)
- (3) 学校と家庭との通信連絡は確実に行う。

※便りなど学校からの文書類はその日のうちに確実に保護者に渡す。